

平成28年4月1日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都新宿区四谷四丁目29番地1
株式会社ミロク情報サービス
代表取締役社長 是枝周樹

東京都中央区築地四丁目1番17号
株式会社ビズオーシャン
代表取締役社長 堀貢一

株式会社ミロク情報サービス（以下「分割会社」といいます。）は、平成28年2月18日付で作成した新設分割計画に基づき、平成28年4月1日を効力発生日として、株式会社ビズオーシャン（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社が営むビジネス情報サイト『bizocean（ビズオーシャン）』事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行いました。

本件新設分割に関する事項は、下記のとおりです。

1. 本件新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）
平成28年4月1日
2. 分割会社における株主の差止請求（会社法第805条の2）に関する手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）
本件新設分割は、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第805条の2の規定による手続は行っておりません。
3. 分割会社における反対株主の買取請求等に関する手続きの経過（会社法施行規則第209条第3号）
 - (1) 反対株主の株式買取請求（会社法第806条）に関する手続の経過

本件新設分割は、会社法第806条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第806条の規定による手続は行っておりません。

(2) 新株予約権買取請求（会社法第808条）に関する手続の経過

本件新設分割に際して会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第808条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議（会社法第810条）に関する手続の経過

分割会社は、本件新設分割により新設会社に承継させた債務について重畳的債務引受をいたしましたので、本件新設分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者は存在しません。よって、会社法第810条の規定による手続は行っておりません。

4. 本件新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設会社は、本件新設分割の効力発生日である平成28年4月1日をもって、分割会社からビジネス情報サイト『bizoccean（ビズオーシャン）』事業に関するその資産、負債その他の権利義務を承継しました。新設会社から承継した資産の額は156,250千円、負債の額は26,980千円（いずれも平成27年12月31日現在の分割会社の貸借対照表に基づく暫定値となっております。）

5. その他本件新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

該当する事項はありません。